

地域生活支援部会 実績報告

(令和6年11月末現在)

1 開催回数

部会1回

2 部会員の構成

区職員10名、区内障害者施設関係代表者9名

「地域生活支援部会 部会員名簿」のとおり

3 報告事項

(1) 拠点機能事業所の認定

機能	内容	認定事業所数		
		認定済	6年度	計
相談	緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談を行う	10	2	12
緊急時の受け入れ・対応	緊急時の受け入れや医療機関への連絡等を行う	4	0	4
体験の機会及び場の提供	障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会及び場を提供すること		0	0
専門的人材の確保及び養成	専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の育成		1	1
地域の体制づくり	サービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等		7	7

※5つの機能について整理済み

(2) 活動報告

① 運営状況評価 「相談」

実績	内容	具体例
	緊急対応	・自宅火災による対応 ・病状悪化 ・虐待→緊急一時保護施設や短期入所施設へ
	夜間休日対応	・本人等からの頻回な連絡に対し、電話対応や訪問
	親亡き後の意向確認 介護者不在時	・グループホーム、施設入所の検討 ・各種サービスの利用確認
	短期入所、レスパイトの 利用勧奨	・介護者の入院 ・自宅以外の環境で過ごす経験
	その他	・単身生活の破綻 ・入所施設からグループホームの推奨

好事例	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の問題のため、緊急一時保護制度利用からグループホーム入所に繋がった際は、区と連携しスムーズに対応することができた。 ・相談支援専門員が把握できていなかった家庭の状況について、居宅介護事業所から報告相談があり、その後連携、生活状態等が改善した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所、短期入所等の資源の不足 ・高齢になった保護者に対するサービス利用の理解を得ることの難しさ

②運営状況評価 「緊急時の受け入れ・対応」

実績	緊急一時保護	短期入所	件数（総件数）
	5件	17件	22件（250件）
緊急の理由	[介護者]介護者の入院、親族の葬儀 [本人]警察での保護、虐待		
好事例	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援センターや通所先と連携し、支援にあたることができた。 ・受け入れからタイミングよく施設入所支援へ切り替えられた事例では、利用者の混乱を最小限に抑えられた。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保 ・居住空間の狭さ、感染予防 		

※緊急の定義…連絡のあった当日、翌日、翌々日の受け入れ

③アウトリーチの取組状況

基幹相談支援センターとしてサービスにつながない世帯を把握するため、対象世帯への電話連絡及び関係機関からの情報収集等を行った。

対象者	愛の手帳1・2度を所持し、障害福祉サービスの支給決定を受けていない11名			
結果	就労中	介護保険サービス利用	日中活動なし	接触できず
	3名	1名	5名（うち2名は関係機関あり）	2名
今後の取組（アプローチ）	日中活動なし、関係機関なし世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・電話連絡 ・家庭訪問 ・日中活動サービスの利用 ・サービスの紹介 	接触できず世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・電話連絡 ・サービスや相談先を記載した手紙の送付

4 今後の方向性

- ・緊急一時保護の登録情報のリニューアルに取り組み、最新の世帯状況等の反映及び受け入れ現場での利用者に応じた支援に繋げていく。
- ・「施設入所者の地域移行」「緊急時の受け入れ」について協議していく。

日時	部会	内容
7月30日(火)	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時の受け入れ・対応」「相談」の運営状況評価 ・アウトリーチの取組状況
2月(予定)	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護の登録情報リニューアル ・「施設入所者の地域移行」「緊急時の受け入れ」

地域生活支援部会 部会員名簿(令和6年度)

	団体種別	役職名
障害者施設関係団体を代表する者(9名)	(社福)アムネかつしか	地域活動支援センターもっく・コパン 管理者
	(社福)かがやけ福祉会	相談支援センター かがやけ 施設長
	(社福)章佑会	やすらぎリバーシティ 所長
	(社福)手をつなぐ福祉会	パラんしょうぶ 管理者
	(社福)東京コロニー	東京都葛飾福祉工場 支援次長
	(社福)東京都手をつなぐ育成会	西水元福祉館 施設長
	(社福)原町成年寮	サザンクロスかつしか 所長
	(社福)武蔵野会	東堀切くすのき園 施設長
	(社福)アストリー	スプラウト柴又 管理者
		福祉部障害福祉課長
		福祉部障害者施設課長
		健康部保健予防課長
		福祉部障害福祉課事業者係長
		// 障害福祉課相談係長
		// 障害福祉課援護係長
		// 障害福祉課援護係主査
		// 障害福祉課援護係主査
		// 障害者施設課通所施設係長
		健康部保健予防課保健予防係長

地域生活支援部会設置要領

令和2年9月7日
2 葛福障第361号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、地域生活支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第4号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域生活支援に関すること
- (2) 区内障害福祉事業者との連絡・調整に関すること
- (3) 地域生活を支援する上での情報交換に関すること
- (4) その他、地域生活支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害者施設課長、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。
(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課援護係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

付 則 (3 葛福障第61号)

(施行期日)

この要領は、令和3年4月19日から施行する。

付 則 (3 葛福障第233号)

(施行期日)

この要領は、令和3年6月23日から施行する。

付 則 (4 葛福障第1130号)

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (5 葛福障第1229号)

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

福祉部障害福祉課長	部会長
福祉部障害者施設課長	副部会長
健康部保健予防課長	副部会長
福祉部障害福祉課事業者係長	
福祉部障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課援護係主査	
〃 障害者施設課通所施設係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
区内障害者施設関係代表者 (10人以内とする。)	